筑前町契約事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年11月１日

筑前町長　田頭喜久己

筑前町規則第25号

筑前町契約事務規則の一部を改正する規則

筑前町契約事務規則（平成29年筑前町規則第12号）の一部を次のように改正する。

新旧対照表（傍線部を改正）

改　正　後	現　　行
（最低制限価格の決定方法） 第26条　前条に規定する契約について最低制限価格を設ける場合は、予定価格の100分の92から100分の75までの額の範囲内において、予定価格を構成する材料費、労務費、諸経費等の割合その他の条件を考慮して適正に定めなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。 ２及び３　略	（最低制限価格の決定方法） 第26条　前条に規定する契約について最低制限価格を設ける場合は、予定価格の100分の90から100分の70までの額の範囲内において、予定価格を構成する材料費、労務費、諸経費等の割合その他の条件を考慮して適正に定めなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。 ２及び３　略

附　則

この規則は、公布の日から施行する。